

福祉教育・福祉啓発レポート

実施日時	平成28年8月8日(月)	依頼 件数	対応 件数	日数	コマ 数	調整 数	参加 者数
	13:30 ~ 14:45	1	1	1	1	5	10
テーマ	職員一人ひとりが人権に対する正しい理解と認識を深め、あらゆる人権問題の解決に向け、率先垂範の取組ができるよう、人権啓発第2グループ研修を実施します。本年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に対する理解浸透を図るとともに、高齢者疑似体験及び車椅子介助を通して、高齢者の視点を学び、誰もが自分らしく生きられる共生社会の実現を目指すものです。						
団体名	横浜市消防局						
対象	人権啓発第2グループ						
講師	横浜市障害者支援センター 室長						

内容

横浜市消防局では、人権に関する研修を行いました。今回は、差別解消法の理解と高齢・障がいの視点から疑似体験セットの着用と車椅子介助の体験を行いました。

疑似体験セットを着用して館内を回ること、多目的トイレと一般のトイレの構造の違いを実感したり、手すりのありがたみや車いすに乗ったまま手洗いを可能とする水場スペースを体験したり、水栓レバーの取付位置が奥にある場合は、車椅子から手を思い切りのばさないと届かなかったり、と普段は気に留めずにできていることでも工夫しないと難しい、というところに気付かれた様子でした。

いわゆる差別解消法については、制定の背景から概要、当事者の期待することについて足早ではありましたが障害者支援センターの室長からお話しをさせていただきました。その後は、消防局の皆さんが今まで経験されてきたお話を一人一人伺いました。

ご家族が車椅子を利用している方からは、1階が駐車場で2階が店舗になっているファミレスのほとんどもエレベーターが設置されておらず、家族全員で持ち上げた、というお話がありました。また、困っている様子の方を見かけた場合は、なんでも「やってあげる」のではなく、その方が「手助けを必要としているかどうかの確認」をしながら、必要とするところを「少しお手伝いする」ことが大切です、という話も出ました。私たちは合理的配慮というとハード面を考えがちですが、ソフト面が重要ですね、というまとめも出ました。お手伝いできないことがあっても、気持ちで寄り添うことだけは忘れずにいたいですね。

